

マルチロック代理店・特約店 遵守事項

合鍵作成に伴う悪質かつ重大な犯罪なども報告される昨今、セキュリティ関連商材を販売される代理店・特約店の皆様には、今一度、「遵守事項」をご確認いただき、正しく運用頂きますよう、心よりお願い申し上げます。

① 合鍵作製キーマシーン・ピンキット・キーブランクの取り扱いについて

「合鍵作製キーマシーン」「ピンキット」「キーブランク」の3品につきましては、代理店・特約店のみに販売する商品です。従いまして、特約店から**他者(個人・業者含む)へ転売することは一切出来ません**。絶対に行わないでください。

特にキーブランクは特許商品であり、セキュリティ性を担保するためにも、登録された特約店のみ合鍵作製を承認しています。

② 購入品のお支払いについて

最初にご購入頂く特約店開始導入セットは、商品納品時に、引き換えでお支払い頂きます。

それ以降のお支払い方法については、取引開始より最初の6か月間は「代引き」それ以降は、下記の支払い方法よりお選びいただけます。

月末締め/翌月末払い (支払30日以内)
20日締め/翌月20日支払 (支払30日以内)
都度払い 納品より1週間以内に郵貯振込
代金引換払い (代引き手数料別途)

※ 振込手数料等、お支払いに伴う手数料は全てお客様のご負担です。

弊社が必要と判断した場合、予納金(保証金)のご請求をする場合があります。

③ 合鍵作製について

お客様から合鍵作製の依頼を受けた場合、必ず

「マルチロックユーザーカード」「身分証明書」「現在お使いのキー」の3点全ての提示を求めて下さい。

※ 鍵のみ・カードのみでも作成できたという事例が、稀に報告されることがあり、セキュリティ性や信頼性低下を危惧しております。

提示された鍵の情報とカード記載のコードを必ず照合して、サイドカット等にもご注意ください、正しい合鍵の作製をお願いします。

④ マスター組について

マスター、逆マスター等のキーシステムを利用する場合、必ず弊社までご一報願います。

システムリストの中には除外コード(禁止コード)が多数含まれております。

ご一報頂かないでシステムリストを作成し、除外コード(禁止コード)を使用して不具合が発生した場合、弊社はその責任を負いかねます。

上記の①・②・③については、代理店・特約店として確実に遵守して頂きたい、基本3項目です。

支払不履行・規約違反等があった場合は、出荷停止・特約店解除・損害賠償請求等の法的手段をとる場合がございます。

マルチロック代理店・特約店の廃業に関して

代理店・特約店を廃業をされる場合は、必ず弊社にご一報ください。ご連絡なしに事業・サービスを廃止されてしまう業者様もおり、アフターサービスの対応に苦慮しております。手続きを踏んでの廃業をお願いします。

廃業に伴い不要になった、

- ◆ マルティロックキーカッティングマシン
 - ◆ マルティロックシリンダー組み換え専用ピンキット
 - ◆ マルティロック商品在庫
- ※ 中古品として、状態に応じての査定となります。

の買取をいたします。

代理店・特約店開業時に**ご誓約いただいている通り**、キーマシーンとピンキットは**転売禁止の商品**です。

廃業後も販売停止の申し立て・損害賠償請求などの法的措置を取ります。

(2016年に転売差し止め事案があり弊社の申し立てが全て認められております。)

ネットオークションで販売するなどは**「厳禁」**。重大な規約違反となります事を厳にご承知おきください。